

居宅サービスに相次ぎ救済措置

新型コロナウイルス感染拡大で経営的打撃を受けている居宅サービスへの救済措置が相次ぎ打ち出されている。厚生労働省は人員基準等の臨時的な取り扱い(第9報)で、通所介護サービス提供時間が2時間を中心とした場合でも最も短時間の報酬区分「2時間以上3時間未満」を算定可能とした周知した。訪問介護では事業所評価加算の算定要件「定期的な会議開催」を、対面を伴わない電話やメールで代替する取り扱いも認める。

基準緩和の対象となるのはデイ、通所

リハで指定を受けたサービス形態を維持しつつ、利用者・職員の感染リスクを下げるためサービス提供時間をできるだけ短くする工夫を行つた結果、規定の時間

より短くなってしまつたケースだ。

サービス提供時間が、デイは2時間未満、通所リハは1時間未満であっても、それぞれの最も短い

厚労省が新型コロナ対応臨時的取り扱い第9報

報酬区分(デイは2時間以上3時間未満、通所リハは1時間以上2時間未満)としたサービス区分に応じた報酬区分を算定できる。

この取り扱いは休業要請等を受け、サービス提供の場を異なる事業所や公民館等に移した場合も同様としている。

訪問介護で緩和されるのは、特定事業所加算とサービス提供体制

系サービスの救済措置で、通所に代えて

1つ「ヘルパー技術指

導のための定期的な会議開催。感染拡大防止の観点からやむを得ない理由がある場合、電話、文書、メール、テレビ会議など対面を伴わない代替手段を認め、「サービス提供前にヘルパーへの文書による指示」「サービス提供後にヘルパーから受けれる報告」も柔軟に対応できるとした。

これらの緩和措置は居宅介護支援の特定事業所加算で算定要件となつていて「定期的会議開催」についても同様に取り扱う。

訪問・通所リハのリハマネ加算算定で求められるリハ会議について、参加が原則とされる本人・家族の了解を得た上で電話・メール等で代替するなど、柔軟に対応できるとし

訪問介護の特定加算

定期会議は対面伴わない 電話、メール等で代替可